

一般廃棄物再生利用業（再生活用業） 指定変更承認申請に必要な書類

	届出書類(○印)	個人	法人
1	【様式第14号】一般廃棄物再生利用業変更承認申請書	○	○
2	住民票の写し（本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）[発行日より3ヶ月以内]	○	
	登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの）（注） [発行日より3ヶ月以内]	○	
	定款（最新のもので申請日時時点で原本証明したもの）又は寄附行為		○
	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）[発行日より3ヶ月以内]		○
3	役員全員の住民票の写し （本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）[発行日より3ヶ月以内]		○
	役員全員の登記事項証明書 （後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの）（注） [発行日より3ヶ月以内]		○
4	《申請者に政令で定める使用人がある場合》 ①使用人の住民票の写し （本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	○	○
	②使用人の登記事項証明書 （後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの）（注）[発行日より3ヶ月以内]		
5	《申請者が未成年者の場合》 ①法定代理人の住民票の写し （本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	○	○
	②法定代理人の登記事項証明書 （後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの）（注）[発行日より3ヶ月以内]		
6	【別紙12】事業開始に要する資金及び調達方法	○	○
7	【別紙13】資産に関する調書	○	
8	直前2年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 （税務署発行の納税証明書 その1等）	○	
9	直前2年の各事業年度における 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		○
	直前2年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を 証明する書類（税務署発行の納税証明書 その1等）		○
10	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の 5以上の額に相当する出資をしている者全員の住民票の写し （本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（マイナンバー）の記載のないもの） [発行日より3ヶ月以内]		○
	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の 5以上の額に相当する出資をしている者全員の登記事項証明書 （後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの）（注） [発行日より3ヶ月以内]		○

	届出書類(○印)	個人	法人
10	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)[発行日より3ヶ月以内]		○
11	【別紙14】欠格要件対象者名簿(第1面及び第2面)	○	○
12	【別紙1】事務所及び事業場の所在地一覧表、業務経歴	○	○
	事務所及び事業場の付近見取り図	○	○
13	【別紙2】取引関係	○	○
	排出者及び再生輸送業者等との取引関係を証する書類	○	○
	有用物の引取者との取引関係を証する書類	○	○
14	【別紙7】再生活用の用に供する施設	○	○
	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等	○	○
	施設の処理工程図	○	○
	施設の土地・建物の全部事項証明書[発行日より3ヶ月以内]及び地籍図等	○	○
	上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証する書類	○	○
15	【別紙9】誓約書	○	○
16	【別紙10】付属施設の概要並びに生活環境保全上の対策	○	○
	《当該施設が他法令に基づく許可又は届出対象施設である場合》 その許可証又は受理書の写し	○	○
17	その他市長が必要と認める書類	○	○

(注1) 再生活用の用に供する施設の変更で、変更計画書の検討の結果、当該変更内容が軽微な変更であると判断された場合は、上記1、13、14、16とする。

(注2) 「登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの)のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付すること。